

原発廃止・エネルギー転換を実現するための改革基本法案(概要)

目的

原発廃止・エネルギー転換(※)を実現するための改革に関し、基本的な理念及び方針を定め、国等の責務を明らかにし、並びに推進計画の策定等について定めるとともに、推進本部を設置することにより、改革を総合的かつ計画的に推進

(※) 全ての実用発電用原子炉等が廃止されるとともに、電気の需要量の削減及び再生可能エネルギー電気の供給量の増加によりエネルギーの需給構造が転換されることをいう

基本理念

全ての実用発電用原子炉等の速やかな停止及び計画的・効率的な廃止

電気の需要量の削減

再生可能エネルギー電気の供給量の増加

法施行後2年以内を目途に実施法

推進本部が推進計画を法施行後1年を目途として策定

推進本部は内閣に設置(本部長:内閣総理大臣)

法制上、財政上、税制上又は金融上の措置その他の措置

基本方針

- ・ 全ての実用発電用原子炉等の廃止及び使用済燃料・放射性廃棄物の管理・処分に関する国の関与の在り方を検討
- ・ 地域住民の安全確保
- ・ 運転期間の延長を認めないこと、新增設・リプレースの禁止、核燃料サイクルからの撤退、実用発電用原子炉等を廃止する事業者等への支援等
- ・ 再生可能エネルギー源等の原子力以外のエネルギー源の利用への転換
- ・ 周辺地域の雇用・経済対策

- ・ 公共施設における省エネの推進
- ・ 事業活動における省エネの促進
- ・ 建築物のエネルギー消費性能の更なる向上
- ・ 熱について再生可能エネルギー源及び廃熱の利用の促進
- ・ 分散型エネルギー利用の促進

- ・ 公共施設における再生可能エネルギー利用の推進
- ・ 電気について再生可能エネルギー源の利用の促進
- ・ 送配電事業の分離、電力系統の適正化
- ・ 「エネルギー協同組合」制度の創設

目標

☆法施行後5年以内に、全ての実用発電用原子炉等の運転の廃止

☆2030年までに30%以上削減(2010年比)

☆2030年までに電気供給量に占める割合を40%以上

○その他: 国等の責務、国会への年次報告等を規定

※一部を除き、公布の日から施行